

江 別 市 水 防 計 画

【 本 編 】

令和 7 年 1 月

北海道江別市

～ 目 次 ～

◆第1章 総則	
第1節 目的	・・・ 本1
第2節 水防責任	・・・ 本1～2
◆第2章 水防組織と機構	
第1節 水防管理団体の組織と機構	・・・ 本3
第2節 協力及び応援	・・・ 本4～6
◆第3章 重要水防区域及び水防施設	
第1節 重要水防区域の指定	・・・ 本7
第2節 水防施設	・・・ 本7～11
◆第4章 通信連絡	
第1節 気象警報等の通信連絡	・・・ 本12～13
第2節 市の通信連絡	・・・ 本14
第3節 水防信号	・・・ 本15
◆第5章 水防活動	
第1節 配備体制	・・・ 本16
第2節 地域別現地巡視員	・・・ 本17
第3節 巡視及び警戒	・・・ 本17～18
第4節 警戒区域の設定	・・・ 本18
第5節 水防標識及び身分証票	・・・ 本18～19
第6節 水防作業及び工法	・・・ 本19
第7節 避難及び立退き	・・・ 本20
第8節 決壊・越水等の通報	・・・ 本21
◆第6章 公用負担等	・・・ 本22～23
◆第7章 水防報告	・・・ 本24
◆第8章 水防訓練	・・・ 本24
◆第9章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保のための措置	・・・ 本24～25

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1 この計画は、水防法（昭和24年 法律第193号。以下「法」という。）（資料 1）
第33条の規定に基づき、河川の氾濫、雨水出水、その他による水災を警戒し、
防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

第2節 水防責任

(水防の責任)

第2 法に定める水防に関係がある機関及び一般住民等の水防上の主な責任は、次の
とおりとする。

1. 江別市

- (1) 法第3条の規定に基づき、水防管理団体として江別市内における水防を十分に果たすべき責任を有すること。
- (2) 法第12条第1項の規定に基づき、法第10条第3項又は第11条第1項による通知を受けたときは、直ちに関係機関に通知するとともに、必要に応じて一般に周知すること。
- (3) 法第15条の規定に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止を図ること。
- (4) 法第17条の規定に基づき、法第16条第1項による水防警報が発せられたとき又は水防上必要があると認められるときは、消防機関等に出動若しくは出動の準備をさせること。
- (5) 法第25条及び第26条の規定に基づき、堤防、その他の施設が決壊したときは、関係機関に直ちに通報するとともに、被害の拡大を防止すること。
- (6) その他、水防上必要な事項を関係機関に通知するとともに、必要に応じて一般に周知すること。

2. 札幌開発建設部

- (1) 必要に応じ、水位又は雨量を札幌建設管理部及び水防管理者に通知すること。
- (2) 次に掲げる状況のときは、直ちに札幌建設管理部に通知するとともに、必要に応じて一般に周知すること。

(ア) 法第 10 条第 2 項の規定に基づき、指定した洪水予報河川で氾濫のおそれがあると認められるとき。

(イ) 法第 13 条第 1 項の規定に基づき、指定した水位周知河川で氾濫のおそれがあると認められるとき。

(ウ) 法第 16 条第 1 項の規定に基づき、指定した水防警報河川で氾濫のおそれがあると認められるとき。

3. 札幌建設管理部

(1) 法第 3 条の 6 の規定に基づき、水防管理団体が行う水防が、十分に効果を発揮するよう指導に努めること。

(2) 必要に応じて、水位又は雨量を水防管理者に通知すること。

(3) 次に掲げる通知を受けたときは、直ちに水防管理者に通知するとともに、必要に応じて一般に周知すること。

(ア) 法第 10 条第 1 項の規定に基づき、気象等の状況により氾濫のおそれがあると認められ、札幌管区気象台から通知されたとき。

(イ) 法第 10 条第 2 項の規定に基づき、指定した洪水予報河川で氾濫のおそれがあると認められ、札幌開発建設部から通知されたとき。

(ウ) 法第 13 条第 1 項の規定に基づき、指定した水位周知河川で氾濫のおそれがあると認められ、札幌開発建設部から通知されたとき。

(エ) 法第 16 条第 1 項の規定に基づき、指定した水防警報河川で氾濫のおそれがあると認められ、札幌開発建設部から通知されたとき。

(4) 次に掲げる状況のときは、直ちに水防管理者に通知するとともに、必要に応じて一般に周知すること。

(ア) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、指定した洪水予報河川で氾濫のおそれがあると認められるとき。

(イ) 法第 13 条第 2 項の規定に基づき、指定した水位周知河川で氾濫のおそれがあると認められるとき。

(ウ) 法第 16 条第 1 項の規定に基づき、指定した水防警報河川で氾濫のおそれがあると認められるとき。

4. 居住者等の義務

法第 24 条の規定に基づき、江別市内に居住する者及び水防の現場にある者が、水防管理者又は消防長から水防に従事することを要請されたときは、可能な限り協力するものとする。

第2章 水防組織と機構

第1節 水防管理団体の組織と機構

（市の組織）

第3 市は、江別市災害対策本部条例（昭和38年条例第9号）（資料2）及び江別市災害対策本部運営規程（昭和51年訓令第12号）（資料3）の定めるところに準じ、江別市地域防災計画（資料編）3．組織・体制【災害対策本部関係】 江別市災害対策本部組織に定める組織、及び江別市災害対策本部各班事務分掌に定める所掌事務に基づき構成する江別市水防本部により水防事務を処理する。

また、状況により水防本部を設置せず、市処務規程の定める分掌事務に基づき水防事務を処理することができるものとする。

（水防協議会）

第4 市は、法第34条の規定に基づき、水防計画その他水防に関する重要事項を調査・審議させるため、江別市水防協議会を設置するものとする。

（江別市水防協議会条例及び委員名簿は、資料4及び資料5を参照。）

（所掌事務）

第5 水防本部各部の所掌事務は、江別市地域防災計画（資料編）3．組織・体制【災害対策本部関係】 江別市災害対策本部各班事務分掌に定めるとおりとする。

（消防機関の組織）

第6 市消防機関の組織は、非常災害時警防部隊編成図（資料6）のとおりとする。

（消防機関の水防分担区域）

第7 消防機関の水防分担区域は、水防分担区域担当表（資料7）のとおりとする。

ただし、分担区域外であっても、消防長が必要と認めて指示をしたときは、直ちに出勤して現地の水防活動にあたるものとする。

第２節 協力及び応援

（河川管理者の協力）

第８－１ 河川管理者（北海道開発局長又は北海道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

（１）北海道開発局長の協力

- ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- イ 重要水防箇所の手合点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応援復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- オ 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と北海道開発局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うために水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の支援

（２）北海道知事の協力

- ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報の提供
- イ 重要水防箇所の手合点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応援復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

（下水道管理者の協力）

第８－２ 下水道管理者（江別市水道事業管理者）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防のための活動にあたり次の協力を行う。

- （１） 緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- （２） 水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （３） 緊急事態に際して、下水道管理者（江別市水道事業管理者）の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

(隣接市町村水防管理団体との協力応援)

第 8 - 3 法第 23 条の規定に基づく隣接市町村水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりとする。

江別市役所 011-382-4141 江別市消防本部 011-382-5432		札幌市	札幌市役所 011-211-2111	札幌市消防局 011-215-2010
		岩見沢市	岩見沢市役所 0126-23-4111	岩見沢地区消防事務組合 消防本部 0126-22-4300
		新篠津村	新篠津村役場 0126-57-2111	石狩北部地区消防事務組合 新篠津消防署 0126-57-2034
		当別町	当別町役場 0133-23-2330	石狩北部地区消防事務組合 当別消防署 0133-23-2537
		北広島市	北広島市役所 011-372-3311	北広島市消防本部 011-373-3100
		南幌町	南幌町役場 011-378-2121	南空知消防組合 南幌支署 011-378-2619

(警察官との協力応援)

第9 警察官との協力応援は、江別市地域防災計画（一般災害対策編）第5章災害応急対策計画 第12節災害警備計画に定めるところによるもののほか、水防管理者及び消防長が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- | | | |
|---------------------|---|----------|
| (1) 警察通信施設の使用 | — | 法第27条第2項 |
| (2) 警戒区域の監視 | — | 法第21条第1項 |
| (3) 警察官の出動 | — | 法第22条 |
| (4) 避難、立退きの場合における措置 | — | 法第29条 |

第3章 重要水防区域及び水防施設

第1節 重要水防区域の指定

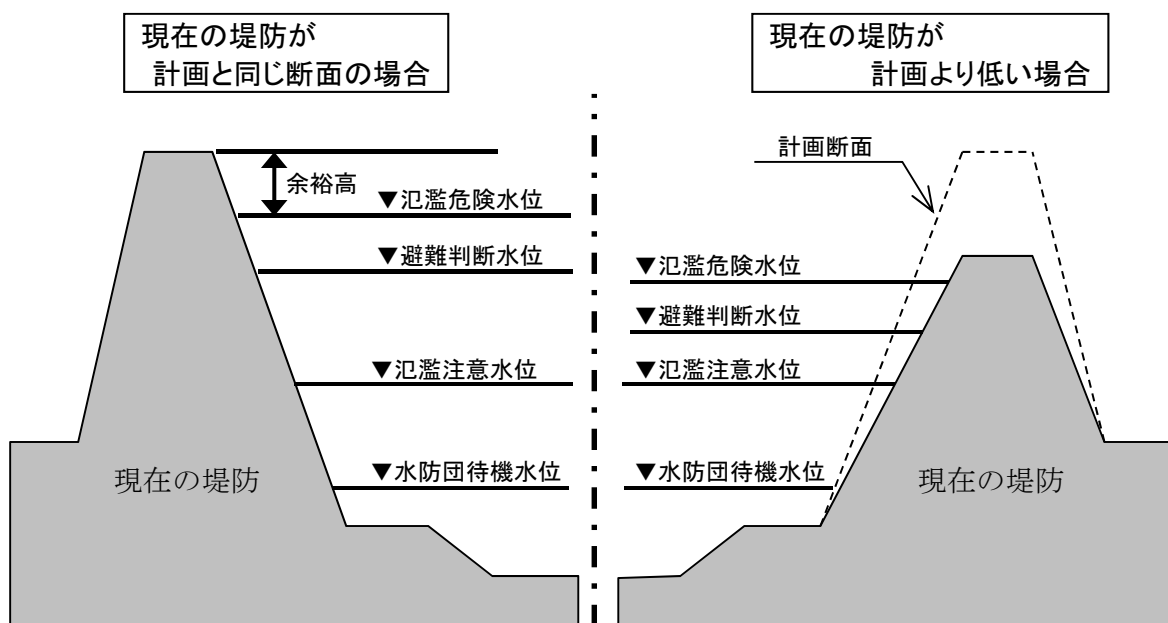
(重要水防区域等の指定)

第10 市内の河川等で、水防上特に重要な重要水防区域及び低地帯浸水警戒区域は、資料9から資料11のとおりとする。

第2節 水防施設

(水位観測)

第11 各水位の設定イメージと関係する河川の水位観測所は、次のとおりである。



[水位設定のイメージ]

水位観測所一覧表

(単位：m)

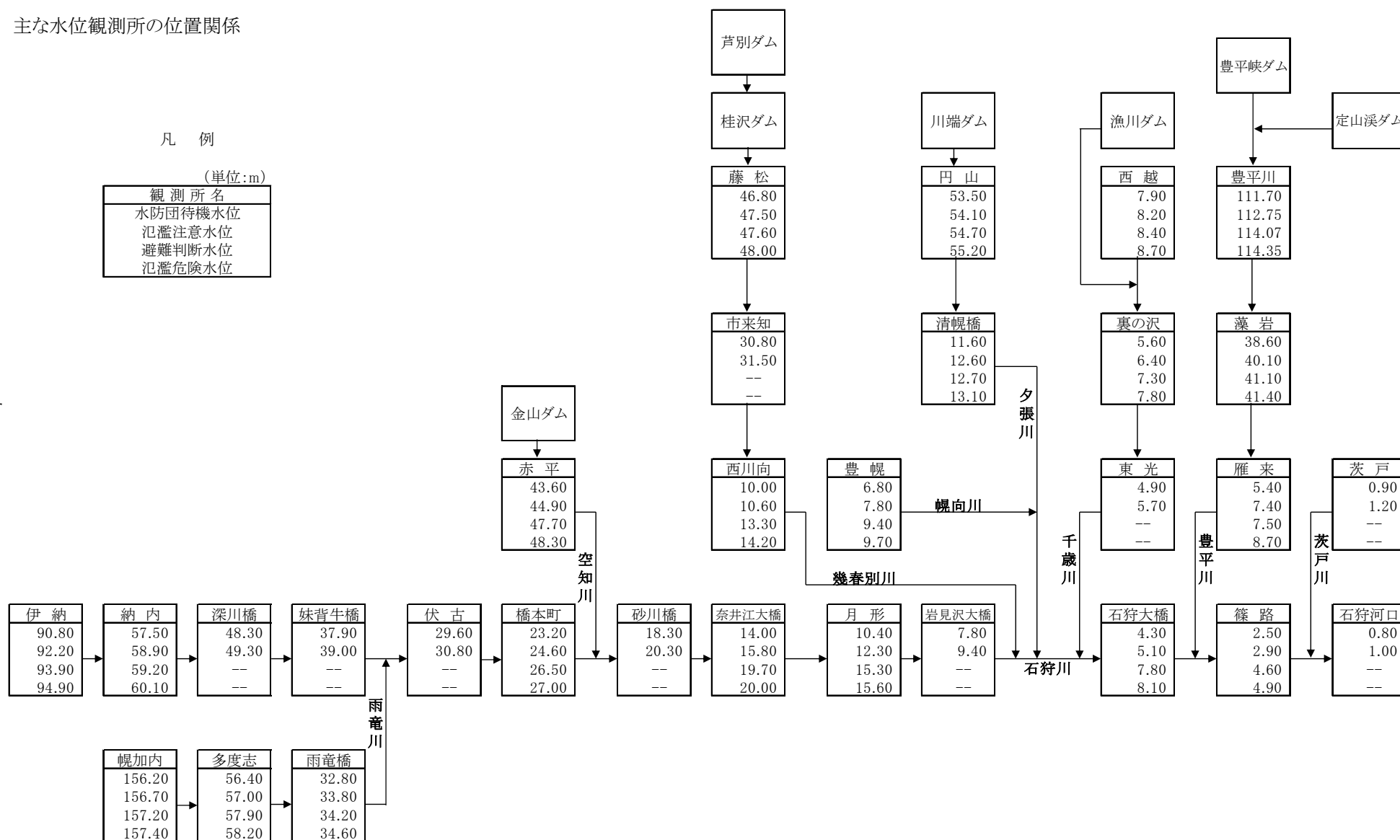
河川名	観測所名	所在地	距離標	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	備考
				水防活動の準備	水防活動の開始	避難準備情報発表の目安	避難勧告の目安	
石狩川	永山	旭川市永山町8永山橋	164.40k	126.30	127.20	－	－	
	旭橋	旭川市常盤通3旭橋	157.10k	105.70	106.40	106.90	107.70	
	伊納	旭川市江丹別町字伊納	148.50k	90.80	92.20	93.90	94.90	
	納内	深川市納内町8区の1	130.25k	57.50	58.90	59.20	60.10	
	深川橋	深川市花園町8-22-30	121.90k	48.30	49.30	－	－	
	妹背牛橋	深川市音江町稲田	113.50k	37.90	39.00	－	－	
	伏古	滝川市江部乙町西13	104.78k	29.60	30.80	－	－	
	橋本町	樺戸郡新十津川町中央89	93.90k	23.20	24.60	26.50	27.00	
	砂川橋	砂川市西3北8	87.46k	18.30	20.30	－	－	
	奈井江大橋	樺戸郡浦臼町黄白内	76.80k	14.00	15.80	19.70	20.00	
	月形	岩見沢市北村豊正42-12	58.00k	10.40	12.30	15.30	15.60	
	岩見沢大橋	岩見沢市北村幌達布番外地	44.50k	7.80	9.40	－	－	
	石狩大橋	江別市緑町558	26.60k	4.30	5.10	7.80	8.10	自動水位 応答番号 011-383- 3268
	篠路	札幌市北区篠路町上福移	15.00k	2.50	2.90	4.60	4.90	
	石狩	石狩市親船町	4.40k	1.00	1.20	－	－	
	石狩河口	石狩市仲町	3.00k	0.80	1.00	－	－	
早苗別川	早苗別川	江別市上江別403-11地先河川敷	1.60k	3.90	4.34	－	5.70	自動水位 応答番号 011-512- 7953
厚別川	川下橋	札幌市白石区川下2-8-2711	10.5k	9.62	10.48	10.88	11.51	
	厚別	江別市元野幌1131	2.8k	2.90	3.80	6.50	6.90	自動水位 応答番号 011-383- 5894
幌向川	岩栗橋	岩見沢市栗沢町栗部	10.20k	9.67	11.97	12.75	12.99	
	豊幌	江別市豊幌南3線西1号	3.40k	6.80	7.80	9.40	9.70	自動水位 応答番号 011-383- 7948
千歳川	春日	千歳市大和2地先河川敷	43.80k	14.51	14.67	14.71	15.23	
	西越	千歳市幸福1-849	40.58k	7.90	8.20	8.40	8.70	
	舞鶴	恵庭市漁太無番地	28.50k	6.40	7.10	－	－	
	南6号樋門	夕張郡長沼町西6線南6	22.10k	6.20	6.90	－	－	
	裏の沢	空知郡南幌町南15線23	15.00k	5.60	6.40	7.30	7.80	
	東光	江別市朝日町	2.30k	4.90	5.70	－	－	
野津幌川	南郷もみじ橋	札幌市厚別区青葉町11-588	7.00k	13.98	14.70	15.15	15.45	
	厚別西川	札幌市厚別区山本774-1	4.20k	－	－	－	8.59	
夕張川	清水沢	夕張市清水沢清陵町12	69.00k	163.94	165.02	－	166.30	
	紅葉山	夕張市紅葉山	57.00k	131.64	132.83	－	134.23	
	円山	夕張郡栗山町字円山160	39.90k	53.50	54.10	54.70	55.20	
	由仁	夕張郡栗山町三日月	22.10k	24.20	24.80	－	－	
	清幌橋	空知郡南幌町南14線西2	9.80k	11.60	12.60	12.70	13.10	
	白川	札幌市南区白川1814	30.15k	－	－	－	－	
豊幌川	豊平川	札幌市南区石山1-7-26河川敷	26.80k	111.70	112.75	114.07	114.35	
	石山	札幌市南区石山1-7-427-27	26.60k	107.50	108.30	－	－	
	藻岩	札幌市中央区南22西6	17.78k	38.60	40.10	41.10	41.40	
	雁来	札幌市白石区菊水元町3-1-24	11.10k	5.40	7.40	7.50	8.70	

主な水位観測所の位置関係

凡 例

(单位:m)

観測所名
水防団待機水位
氾濫注意水位
避難判断水位
氾濫危険水位



(雨量観測)

第 1 2 市内の雨量観測所は、次のとおりとする。

観測所名	水系名	河川名	所在地	所 管
厚別	石狩川	厚別川	江別市元野幌1107-1	札幌開発建設部 札幌河川事務所 011-581-3235
江別	石狩川	その他	江別市江別太	札幌管区气象台 011-611-6127
土木事務所	—	—	江別市元江別本町21番地	江別市土木事務所 011-383-5900

(札幌開発建設部 水位・雨量自動応答装置 0 1 1-6 3 1-1 1 2 7)

【水位が案内される順番】

河川名	観測所名
石狩川	納内
	↓
	深川橋
	↓
	橋本町
	↓
	奈井江大橋
	↓
	月形
雨竜川	↓
	岩見沢大橋
	↓
	石狩大橋
	↓
	篠路
	↓
	石狩川
	↓
雨竜川	幌加内
	↓
	多渡志
	↓
雨竜川	雨竜橋
	↓
	達布橋
	↓
雨竜川	旧雨竜橋
	↓
	西川向
	↓
夕張川	円山
	↓
	清幌橋
	↓
千歳川	西越
	↓
	裏の沢
	↓
千歳川	東光
	↓
	ふ化場
	↓
豊平川	雁来
	↓
	大豊橋
	↓
旧美唄川	第1旧美唄橋
	↓
	豊幌
	↓
幌向川	茨戸
	↓
	茨戸
	↓

【総雨量が案内される順番】

河川名	観測所名
雨竜川	幌加内
	↓
	多渡志
	↓
雨竜川	雨竜橋
	↓
	橋本町
	↓
石狩川	岩見沢大橋
	↓
	月形
	↓
空知川	滝里ダム
	↓
	芦別
	↓
美唄川	美唄山
	↓
	夕張川
	↓
夕張川	円山
	↓
	幌向川
	↓
幌向川	豊幌
	↓
	支笏
	↓
千歳川	西越
	↓
	真駒内川
	↓
真駒内川	真駒内
	↓
	石狩川
	↓
石狩川	深川
	↓
	畿春別川
	↓
畿春別川	岩見沢河川
	↓
	雨竜川
	↓
雨竜川	達布橋
	↓
	石狩川
	↓
石狩川	石狩川
	↓
	千歳川
	↓
千歳川	ふ化場
	↓

(水防資器材の備蓄と調達)

第 1 3 水防作業の実施にともなう水防資器材の備蓄は、資料 1 2 のとおりである。

なお、消耗資材については市が保有するもののほか、JA道央及び民間から必要に応じて発注・調達するものとする。

(水防用土砂採取場)

第 1 4 水防管理者は、有事に備えて土砂採取場を調査し、水防用土砂は、江別河川防災ステーション等に堆積するものとする。

(内水排除施設等の操作)

第 1 5 排水ポンプ場(資料 1 4 及び資料 1 5)、排水門(資料 1 6 及び資料 1 7)、導集水路等の管理者(以下「施設管理者」という。)は、平常時から管理に万全を期し、有事に際してはその機能が十分発揮出来るよう努めるものとする。

- (1) 施設管理者は、気象等の状況の通報があった後は、水位の変動を監視し、必要に応じて適正な操作を行うものとする。
- (2) 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、各施設の操作について支障がないようにするものとする。
- (3) 操作要領には次のことを定め、水防管理者に提出するものとする。
 - (ア) 目的
 - (イ) 点検整備要領
 - (ウ) 操作員氏名
 - (エ) 操作の時期及び通報
 - (オ) 操作に関する記録及び報告
 - (カ) その他

第4章 通信連絡

第1節 気象警報等の通信連絡

(洪水予報、水防警報等)

第16 水防管理者又は水防に関係がある機関は、常に気象状況を把握するとともに、札幌管区气象台、札幌開発建設部及び札幌建設管理部から発表される各種予報等の処理に遺漏のないようにしなければならない。

発表機関	警報の種類 又は 発表内容	発表される基準
札幌管区气象台	洪水予報	法第10条第1項の規定に基づき、気象等の状況により氾濫のおそれがあると認められるとき。
札幌管区气象台	洪水予報 (指定河川の 水位・流量)	法第10条第2項の規定に基づき、指定した洪水予報河川で氾濫のおそれがあると認められるとき、又は法第13条第1項の規定に基づき、指定した水位周知河川で氾濫のおそれがあると認められるとき。
札幌開発建設部		
札幌管区气象台	洪水予報 (指定河川の 水位・流量)	法第11条第1項の規定に基づき、指定した洪水予報河川で氾濫のおそれがあると認められるとき、又は法第13条第2項の規定に基づき、指定した水位周知河川で氾濫のおそれがあると認められるとき。
札幌建設管理部		
札幌開発建設部	水防警報	法第16条第1項の規定に基づき、指定した水防警報河川で氾濫のおそれがあると認められるとき。
札幌建設管理部		

洪水予報 ～ 氾濫注意報情報、氾濫警報情報など、関係機関及び一般に周知されるもの。

水防警報 ～ 待機、準備及び出動など、水防活動のため関係機関に通知されるもの。

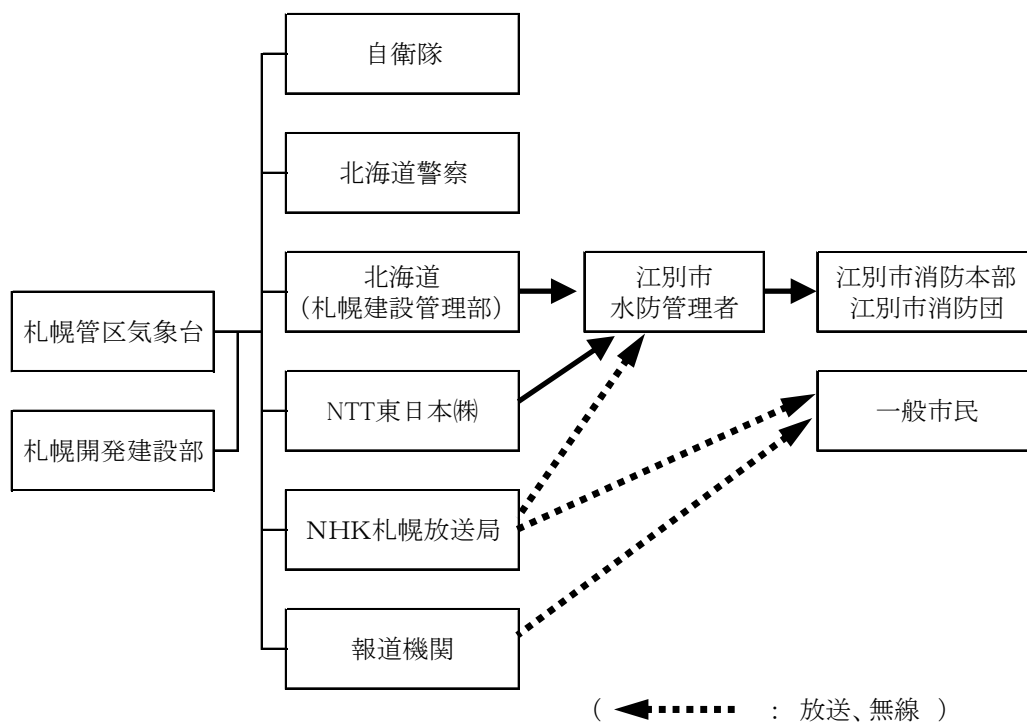
(警報・注意報発表基準一覧表は、資料18を参照。)

(洪水予報河川・水位周知河川・水防警報河川は、資料20を参照。)

(予報、警報等の伝達)

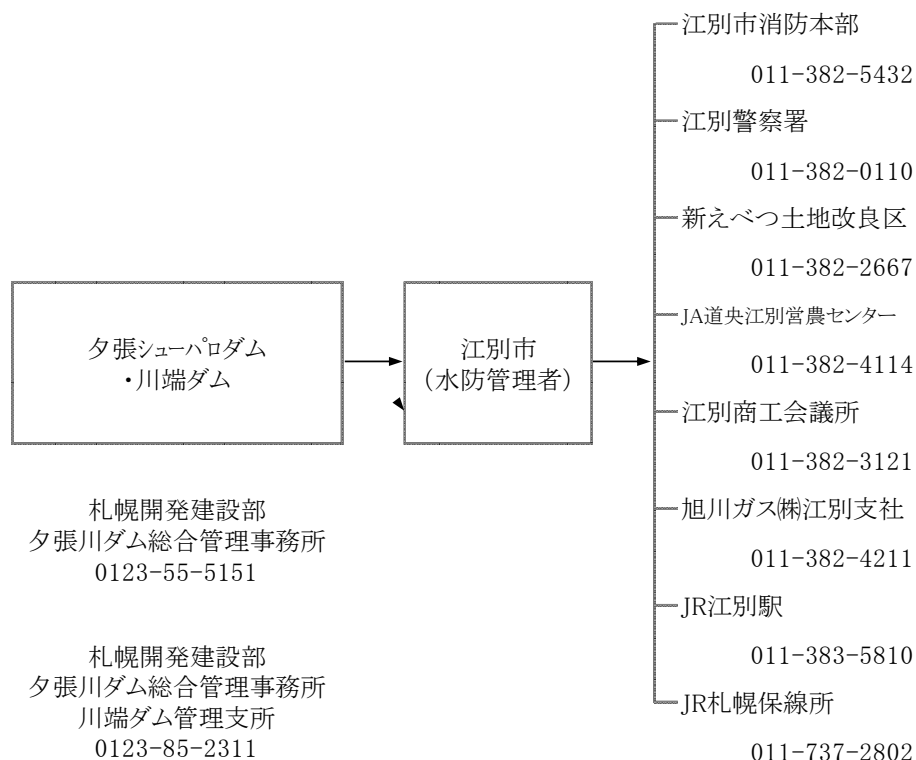
第17 水防管理者は、第16による通知を受けたときは、以下に示す基本系統に従って伝達を行うものとする。

予報・警報等の伝達



(ダム情報の伝達)

第18 水防管理者は、ダムの放流情報等の通知を受けたときは、以下に示す基本系統に従って伝達を行うものとする。



第２節 市の通信連絡

（市の通信連絡）

第１９ 市から水防関係機関等への連絡先は、以下のとおりとする。

（水防担当者の連絡先は、資料２１を参照。）

水防関係機関	電 話 番 号	
江別市役所	011-382-4141	(代表)
江別市消防本部	011-382-5432	(代表)
札幌開発建設部 江別河川事務所	011-382-2358	(代表)
札幌開発建設部 札幌河川事務所	011-581-3235	(代表)
札幌開発建設部 札幌道路事務所	011-854-6111	(代表)
札幌開発建設部 札幌北農業事務所	011-391-0590	(代表)
石狩森林管理署 野幌森林事務所	011-386-0304	(代表)
札幌建設管理部 事業室事業課	011-662-1161	(代表)
札幌建設管理部 岩見沢出張所	0126-26-3011	(代表)
札幌建設管理部 当別出張所	0133-23-2220	(代表)
石狩振興局 地域創生部危機対策室	011-204-5818	(代表)
江別警察署	011-382-0110	(代表)
JR 江別駅	011-383-5810	(代表)
JR 札幌保線所	011-737-2802	(代表)
NTT 東日本(株) 北海道事業部	011-212-4466	(代表)
北海道電力ネットワーク(株)札幌支店札幌東ネットワークセンター	011-892-8111	(代表)
旭川ガス(株) 江別支社	011-382-4211	(代表)
新えべつ土地改良区	011-382-2667	(代表)
篠津中央土地改良区	0133-23-2359	(代表)
JA 道央 江別営農センター	011-382-4114	(代表)
江別建設業協会	011-383-2720	(代表)
江別商工会議所	011-382-3121	(代表)

（副通信施設）

第２０ 第１９による電話回線が使用出来ない場合は、状況に応じて次の方法のうち最も迅速なものを使用する。

- ・ 江別市防災無線（資料２２）、国土交通省専用電話、北海道総合行政情報ネットワーク、警察専用電話・無線、ＪＲ専用電話。

第3節 水防信号

(水防信号の指定)

第21 法第20条の規定により、知事が定める水防信号は次のとおりとする。

水防信号の指定

区分	警鐘信号	サイレン信号	摘要
警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	5 15 5 15 5 15 秒 秒 秒 秒 秒 秒 ○-休 ○-休 ○-休 止 止 止	気象台から各種警報等を受けたとき又は氾濫注意水位になったとき
出動 第1信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○ ○	5 6 5 6 5 6 秒 秒 秒 秒 秒 秒 ○-休 ○-休 ○-休 止 止 止	消防機関の全員出動信号
出動 第2信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10 5 10 5 10 5 秒 秒 秒 秒 秒 秒 ○-休 ○-休 ○-休 止 止 止	本市の区域内に居住する者の出動信号
危険信号 (避難立退き)	乱 打	1 5 1 5 1 5 分 秒 分 秒 分 秒 ○-休 ○-休 ○-休 止 止 止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退きの事を知らせる信号

備考 1. 信号は、適宜の時間継続すること。

2. 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用する事を妨げない。

3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第5章 水防活動

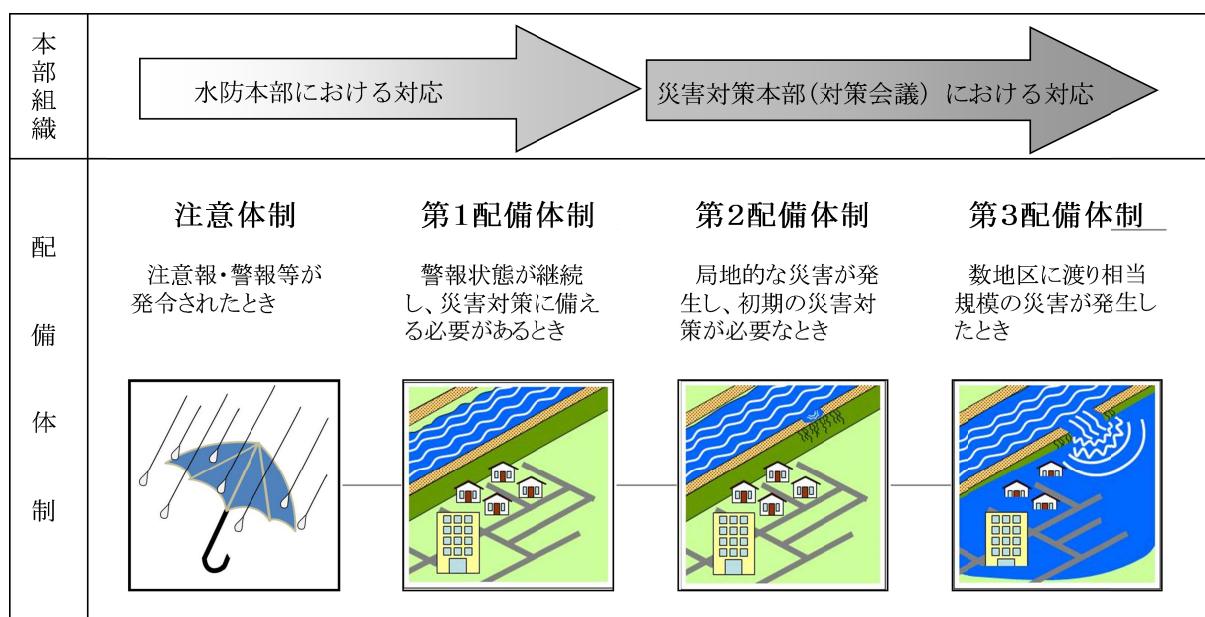
第1節 配備体制

(配備体制)

第22 水防管理者は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、若しくは警報等が発令され水防上必要があると認めるときは、第3に定める水防本部を組織し、江別市地域防災計画(一般災害対策編)第3章防災組織 第1節組織計画 第3市職員の動員配備 2 配備基準に定める配備体制により水防事務を処理するものとする。

また、災害対策本部又は災害対策会議が設置されたときは、災害対策本部又は災害対策会議に移行して水防事務を処理するものとする。

なお、災害対策本部又は災害対策会議が解散した後も引き続き水防本部による警戒が必要であると水防管理者が認めるときは配備体制を維持し、全ての警戒が不要になった時点で配備体制を解除するものとする。



(伝達及び招集)

第23 第22に基づき決定した配備体制は、水防管理者が総務部(危機対策・防災担当)に伝達し、総務部(危機対策・防災担当)は配備職員に伝達するものとする。伝達を受けた配備職員は、必要に応じて所属職員に伝達、招集するものとする。なお、勤務時間外の伝達を円滑に行うため、配備体制を敷くことが想定される場合は、いつでも連絡が取れるよう努めるとともに、伝達、招集を受けた職員は速やかに配備につくものとする。

第2節 地域別現地巡視員

(地域別現地巡視員の設置)

第24 水防管理者は、河川・排水門・排水ポンプ場及び導集水路等の巡視を目的として、市職員、地元住民、J A道央及び建設業者等の職員で構成する地域別現地巡視員（資料24）を定めるものとする。

第3節 巡視及び警戒

(平常時の巡視)

第25 水防管理者は平常時において、第24に定める地域別現地巡視員に、担当水防区域（資料25）を巡視させるものとする。地域別現地巡視員は、水防上支障があると認められる箇所を（緊急を要する場合は直ちに）水防管理者に報告し、報告を受けた水防管理者は、河川管理者等に必要な措置を求めるものとする。また、地域別現地巡視員の担当水防区域に含まれない地域、貯水池、調整池及びその他の施設等は、必要に応じて施設管理者が巡視するものとする。

(警報発令時等の警戒)

第26 水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、第22に定める配備職員に情報収集及び現地調査等を行わせるものとする。現地調査等を行った配備職員は、異常の有無を直ちに水防管理者に報告し、報告を受けた水防管理者は、必要に応じて河川管理者等に連絡するものとする。なお、堤防等の警戒にあたり、重点的に確認すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 居住地側の堤防斜面で水があふれたことによる亀裂及びがけ崩れ。
- (2) 川側の堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂及びがけ崩れ。
- (3) 堤防の上面の亀裂又は沈下。
- (4) 堤防から水があふれた状況。
- (5) 排水門の両袖又は底部から水があふれた状態と扉の閉まり具合。
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防の取付部分の異常。
- (7) 貯水池（資料26）については、次の事項に注意するものとする。
 - (ア) 取込口の閉塞状況。
 - (イ) 流域の山崩れの状態。
 - (ウ) 流入水並びに浮遊物の状況。
 - (エ) 余水吐及び放水路付近の状況。

(オ) 重ね池の場合の上部溜池の状況。

(カ) 排水門から水があふれたことによる亀裂及びがけ崩れ。

(安全配慮)

第 27 警報発令時において配備職員は、次により職員自身の安全確保に留意して水防活動を行うものとする。

(1) 現地における作業時には、ライフジャケットを着用する。

(2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

(3) 現地調査等は複数の職員で行なう。

(4) 水防管理者は、水防活動に携わる職員の安全を確保するため、必要に応じて速やかに退避を含む具体的な指示、注意を行なう。

(現地の作業)

第 28 水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、第 22 に定める配備職員に資材の運搬及び作業員の確保等を行わせるものとする。なお、市職員だけで対応が困難な場合は、施設管理者及び建設業者等に協力を依頼し、依頼を受けた者は、可能な限り協力するものとする。

第 4 節 警戒区域の設定

(警戒区域の設定)

第 29 法第 21 条に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。警戒区域に消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求のあったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

(警戒区域設定の報告)

第 30 第 29 において警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、消防長及び警察署長に報告するものとする。

第 5 節 水防標識及び身分証票

(水防標識)

第 31 法第 18 条の規定により水防のために出動する車両等の標識は、次のとおりとする。



(身分証明)

第 3 2 法第 4 9 条第 1 項に定める業務を行うための身分証票は次のとおりとする。

ただし、緊急を要する場合は、江別市職員の身分証明書でこれを代替出来るものとする。

表	裏
水 防 立 入 検 査 証 所属 職名 氏名 年 月 日 水防管理者 Ⓜ	注 意 1 本書は、他人に貸与し若しくは 贈与し又は勝手に訂正しないこ と。 2 本書は、身分を失ったときは直 ちに発行者に返還すること。 3 本書は、水防法第49条第 2項 による立入票である。

9cm

6cm

第 6 節 水防作業及び工法

(水防工法)

第 3 3 水防作業を行うにあたっては、堤防の構造・流速・堤防斜面・護岸の状態等を考慮し、最も有効かつ適切な工法で実施するものとする。水防工法の種類は、資料 2 7 のとおりとする。

第7節 避難及び立退き

(避難及び立退きの指示)

第34 水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、江別市地域防災計画（一般災害対策編）第4章災害予防計画第6節避難体制整備計画に定めるところにより、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。なお、立退きを指示したときは、速やかに石狩振興局及び江別警察署に報告しなければならない。解除公示をした場合も同様とする。

(警察官の避難の指示)

第35 警察官は、水防管理者が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又は準備を指示することができるものとする。また、直ちにその旨を水防管理者に通知するものとする。

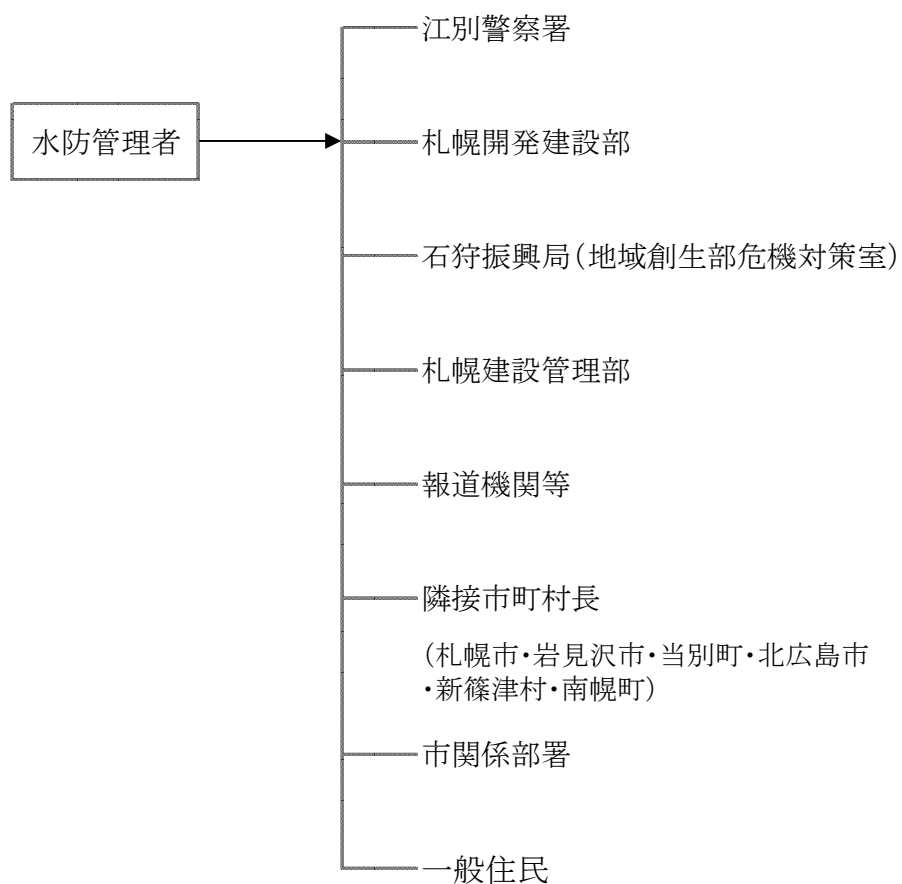
(避難者の輸送・避難場所の指定)

第36 避難者の輸送・避難場所の指定は、江別市地域防災計画（一般災害対策編）第4章災害予防計画 第6節避難体制整備計画に定めるところによるものとする。

第8節 決壊・越水等の通報

(決壊通報)

第37 堤防等が決壊した場合は、水防管理者は直ちに以下に示す基本系統に従って通報するものとする。通報順位、電話番号については資料21による。



第6章 公用負担等

(公用負担権限委認証)

第38 法第28条第1項の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防長にあつてはその身分を示す証明書を、法第28条第2項の規定により水防管理者から委任を受けた者は、次に定める委任を受けた証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

第 号

水 防 活 動 委 任 証

名 称

住 所

上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法第19条第1項の規定により緊急通行及び水防法第28条第2項の規定により公費負担を行うことができる者であることを証する。

年 月 日

水防管理者 職・氏名

⑨

A4版

(公用負担命令証)

第39 公用負担の権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成して、
その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第	号
公 用 負 担 命 令 書	
住 所	
氏 名	
水防法第28条第1項及び第2項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。	
1. 目的地	
(1)所在地	
(2)名 称	
(3)種 類	
(4)数 量	
2. 負担内容	
(使用、収容、処分等について詳記すること)	
年 月 日	
命令者	職・氏名
	印

A4版

(公務災害補償)

第40 法第24条の規定により水防に従事した結果、死亡、負傷、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となったときは、法第45条の規定に基づき、「市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和32年 北海道市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところにより補償しなければならない。

第7章 水防報告

(水防報告)

第41 水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに石狩振興局に報告するものとする。

- (1) 消防機関を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理団体に応援を要求したとき。
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき。

(水防活動実施報告)

第42 水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、資料28に定める様式による水防活動実施報告を翌月5日までに石狩振興局に2部提出するものとする。

第8章 水防訓練

(水防訓練)

第43 水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるため、法第32条の2に定めるところにより毎年1回以上の水防訓練を実施するものとする。

第9章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保のための措置

(要配慮者利用施設の範囲)

第44 法第15条第1項の規定のうち、浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設として市が定める施設の範囲は次の各号に掲げるとおりとし、施設の名称及び所在地は「浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧」(資料29)のとおりとする。

なお、浸水想定区域区域内における新規の当該施設については、随時上記一覧に追加するものとする。

- (1) 高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設、幼稚園、小学校及び中学校
- (2) 医療施設（有床施設）
- (3) 前2号に掲げる施設のほか、主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

（洪水予報等の伝達方法）

第45 法第15条第2項の規定に基づき、第44に定める要配慮者利用施設の所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法として定める方法は、江別市地域防災計画（一般災害対策編）第4章第6節避難体制整備計画に定める避難指示等の伝達に準ずるものとする。

（避難確保計画の作成）

第46 法第15条の3第1項の規定に基づき、第44に定める要配慮者利用施設の所有者又は管理者が当該要配慮者利用施設における洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関して作成する計画は、「浸水想定区域内における要配慮者利用施設の避難確保計画（例）」（資料30）に準じて作成するものとする。

（自衛水防組織の設置）

第47 法第15条の3第6項の規定に基づき、第44に定める要配慮者利用施設の所有者又は管理者が自衛水防組織を設置する場合は、「自衛水防組織活動要領（例）」（資料31）に準じて設置するものとする。